

北本市市民公益活動推進計画（案）

第1 計画の概要

1 計画策定の趣旨

本市ではこれまで、平成18年度に策定した『北本市市民と行政との協働推進計画』に基づき、市民との協働によるまちづくりを進めてきました。

このたび、同計画の計画期間が本年度をもって終了することから、平成22年4月1日に施行された『北本市自治基本条例』に基づき、市民が主体的に公共事業に取り組む市民公益活動を推進する計画を『北本市市民公益活動推進計画』として策定いたします（**図1 北本市自治基本条例に規定する「参画」「協働」「市民公益活動」参照**）。

同計画の策定とは別に、『北本市市民参画推進条例』と『北本市協働推進条例』が既に公布され、平成25年4月に施行されますので、今後はこれら「参画」「協働」「市民公益活動」を一体的に推進（**図2 北本市自治基本条例に掲げた「目指すまち」の実現に向けて 参照**）することにより、『北本市自治基本条例』に掲げた「誰もが安心して生活できる個性豊かな自立したまち」の実現を目指します。

2 計画の位置付け

『北本市自治基本条例』第22条に規定する「コミュニティの活動の支援」と『北本市自治基本条例』第23条に規定する「公益的活動の支援」を車の両輪のように推進していく（**図3 北本市市民公益活動推進計画の位置付け 参照**）ため、『北本市市民公益活動推進計画』に、市民の公益的な活動を推進するための施策を掲載します。

3 計画期間

計画期間は、平成25年度から平成29年度までの5年間とします。当計画を基本計画として位置づけ、年度ごとに推進施策を決定します。

4 今後の展開

本市が目指すまちづくりは、『北本市自治基本条例』の前文に規定されている「誰もが安心して生活できる個性豊かな自立したまちの実現」で、それは、住民自治の確立を目指すことにあります。

市民公益活動は、市民が自ら地域課題を解決する取組みであることから、その活動をより活性化・多様化していくことが住民自治の確立につながっていくものと捉えています。

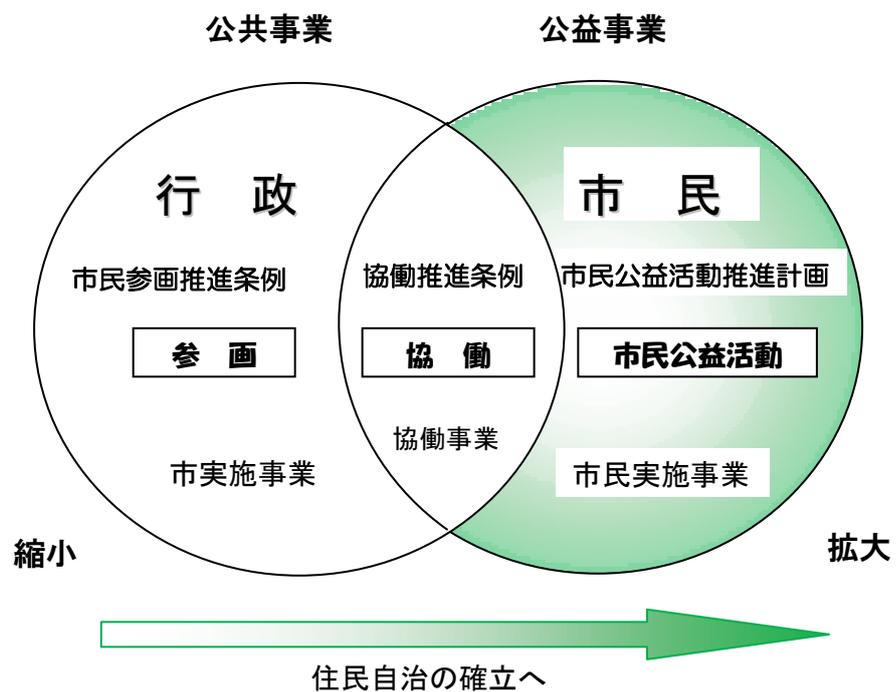


図1 北本市自治基本条例に規定する「参画」「協働」「市民公益活動」

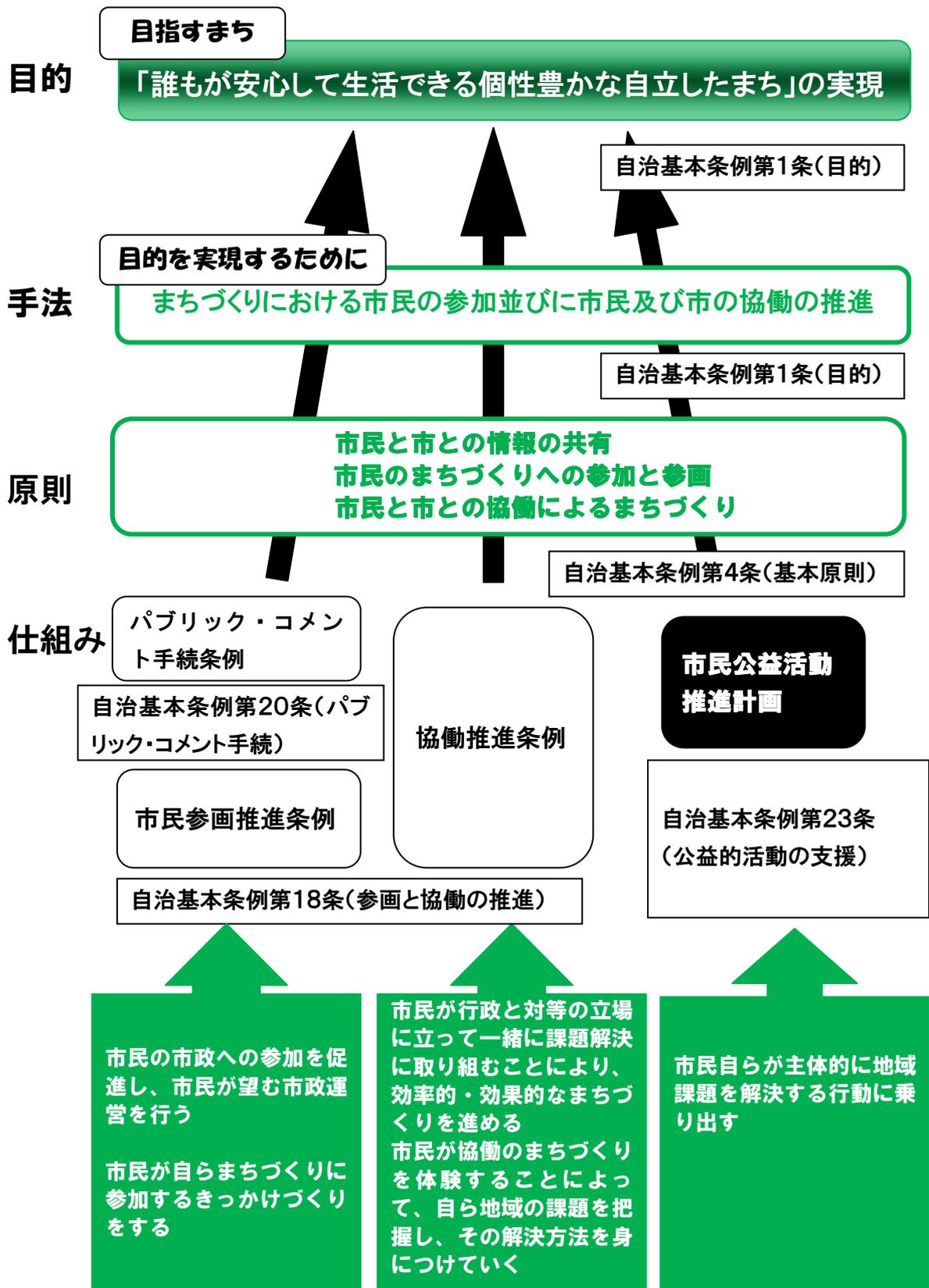


図2 北本市自治基本条例に掲げた「目指すまち」の実現に向けて

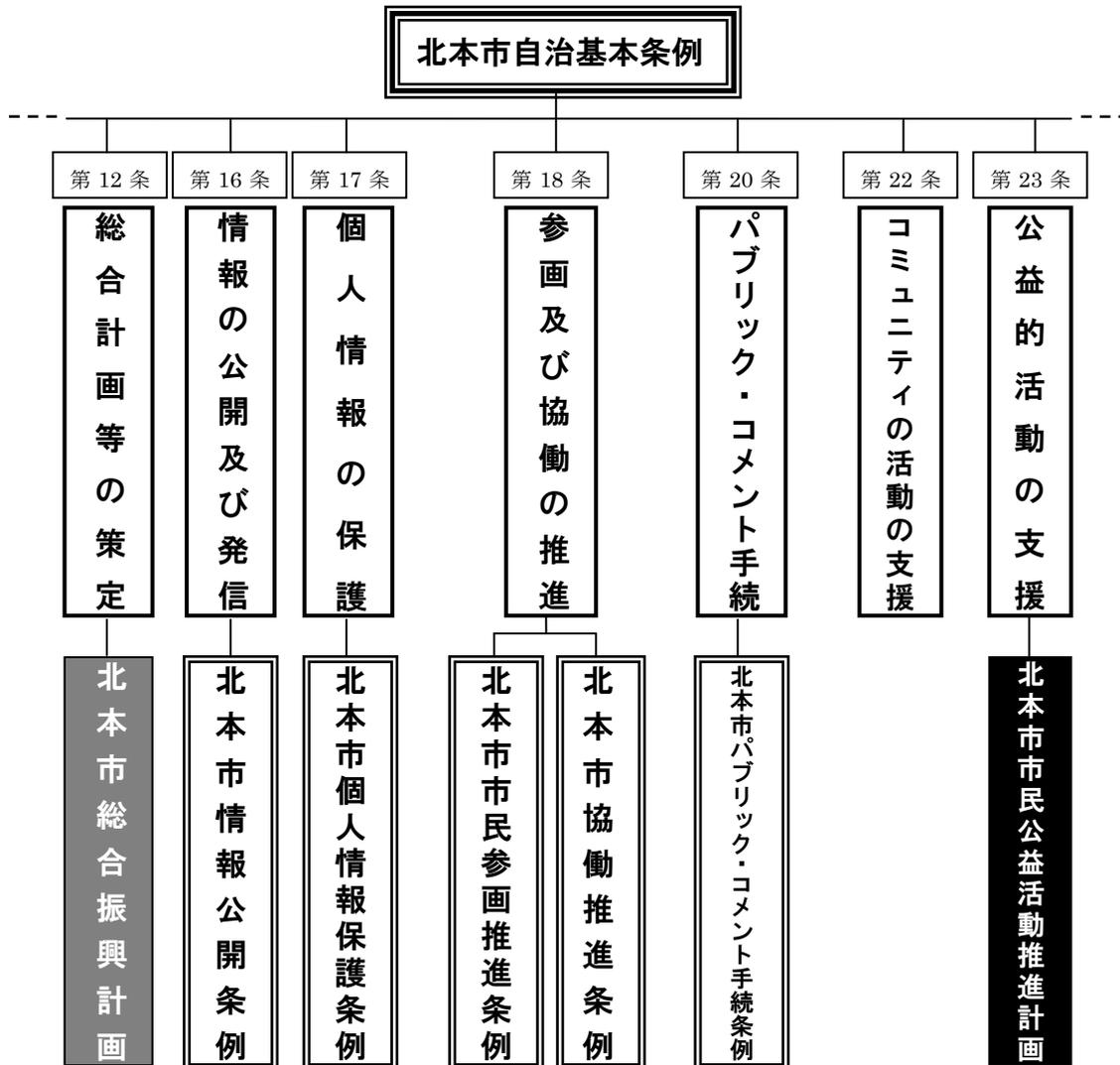


図3 北本市市民公益活動推進計画の位置付け

第2 市民公益活動の理念

1 市民公益活動の理念

当計画に記載する市民公益活動は、NPOやボランティア団体等が行う活動を指し、それは、市民が自らの意思で自由に行う社会貢献活動であり、行政によりその活動が制限されたりすることがあってはなりません。

市民が市民同士で相互に助け合う「共助」の考え方に加え、今後は、個人、団体が相互に連携し、自ら地域の課題解決に取り組んでいく姿勢が大変重要となります。

2 市民公益活動団体の特性

市民公益活動団体が持つ特性は主に次のようなものがあげられます。

- (1) 「自主性」 自らの判断で行動できる
- (2) 「自立性」 行政・企業等から独立し自らの力で取り組める
- (3) 「自発性」 自ら進んで社会問題の解決に取り組める
- (4) 「柔軟性」 制度・常識に捉われずその状況に合わせた適切な対応ができる
- (5) 「迅速性」 時機に応じてすばやくその問題に対処できる
- (6) 「多様性」 一人ひとりのニーズに合わせたさまざまなサービスが提供できる
- (7) 「先駆性」 新たな社会的課題・市民ニーズを発見し取り組める
- (8) 「創造性」 新奇で独自かつ生産的な発想をもつ
- (9) 「専門性」 活動分野の実践・専門知識を蓄積している

3 市民公益活動支援の領域

市民公益活動は、あくまでも市民が主体的に行う社会貢献活動で、市は必要に応じてその活動を支援します。市が主体的に関与する事業や、市が事務局を担っているものなどは市民公益活動には当てはまりません。

支援は主に現在活動している団体の活動を充実させるための取り組みや、現在市民公益活動に関わりのない市民が市民公益活動に参加するきっかけづくりなどを中心に、市民公益活動がより活性化していくための取り組みに対して行います。

なお、市が市民公益活動団体を支援する際には、市民公益活動団体の特性を損なわないよう十分に配慮する必要があります。

第3 市民公益活動の現状と課題

1 市民公益活動団体の支援の現状

市内に主たる事務所を有するNPO法人19団体を市の公式ホームページで紹介するほか、年に数回情報交換会を開催し、市と団体、また団体間の情報交換を行っています。平成19年度からは、北本市コミュニティセンター内に北本市市民公益活動支援コーナーを設置し、市民公益活動団体の情報提供、市民公益活動団体の交流の場及び活動の場の提供を行うとともに、北本駅東西自由通路には、NPOボランティア掲示板を設置して、市民公益活動団体の情報発信の支援を行っています。

また、法人格を取得した団体に対し、法人格取得に要した経費の一部を補助する取組みも行っています。

一方、北本市社会福祉協議会では、北本市総合福祉センター内に北本市ボランティアセンターを設置し、ボランティア団体の支援やボランティア相談等を行っています。

2 市民公益活動に対する市民の意識

平成21年度に「平成21年度北本市市民意識調査」(調査資料1)及び調査資料2 参照)、平成22年度に「協働と市民公益活動に関するアンケート調査」を実施しました。

市民意識調査の結果からは、相談窓口も含めて、主に市民公益活動団体に参加するきっかけとなる情報を求める人が多いことが伺えます。団体調査からは、市民公益活動団体が求めるものとして、活動資金、会員、スタッフ・ボランティアの順に不足しているものが挙げられています。

3 前計画の取組み状況

前計画『市民と行政との協働推進計画』は、基本理念を“市民と行政とのパートナーシップによる豊かなまち きたもと”として、5つの基本目標を掲げ、そのもとに基本施策を組み立てています。基本目標には「情報の共有」「参加・参画の仕組みづくり」「まちづくりの担い手の育成」「市民活動の環境整備」「庁内体制の整備」を挙げています。

別紙に、当計画に位置付けられた施策の推進状況を記載します。

4 市民公益活動推進の課題

市民公益活動が十分に活性化されていない主な要因として、市民公益活動の情報がきちんと市民に向けて発信されていないことがあげられており、市民公益活動団体のスタッフの人材育成、経理・事務担当者の育成、財政支援等が市民公益活動推進にあたっての大きな課題となっています。

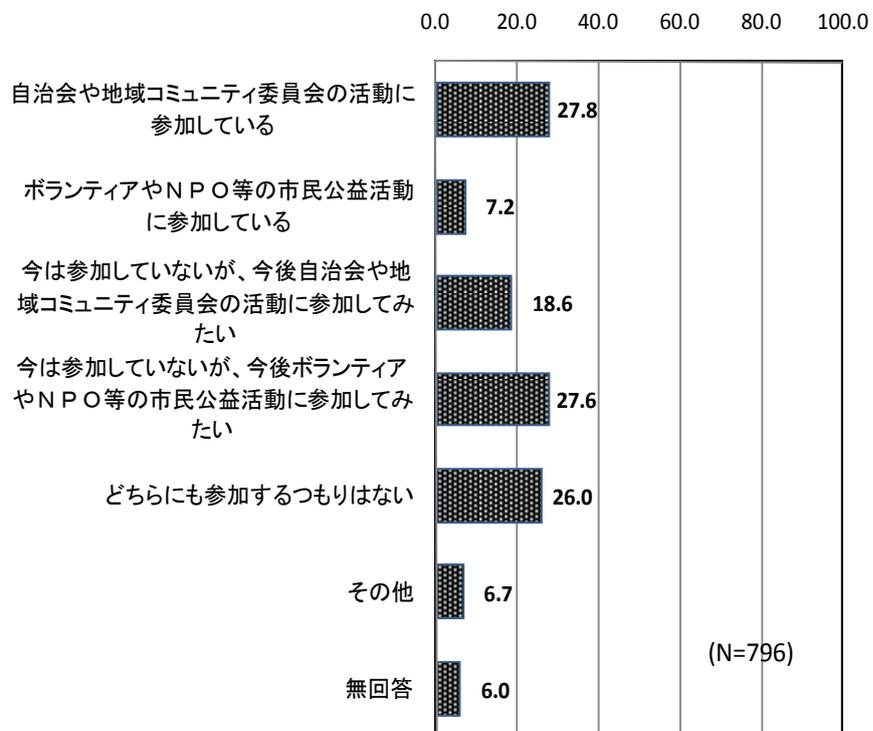
調査資料 1

平成 21 年度北本市市民意識調査より「市民活動への参加状況・意向」

1-6 市民活動への参加状況・意向

問 6 あなたの市民活動への参加状況と今後の意向についてうかがいます。(あてはまるものすべてに○印)

■図表 1-19 市民活動への参加状況・意向 (%)



出典：平成 21 年度北本市市民意識調査

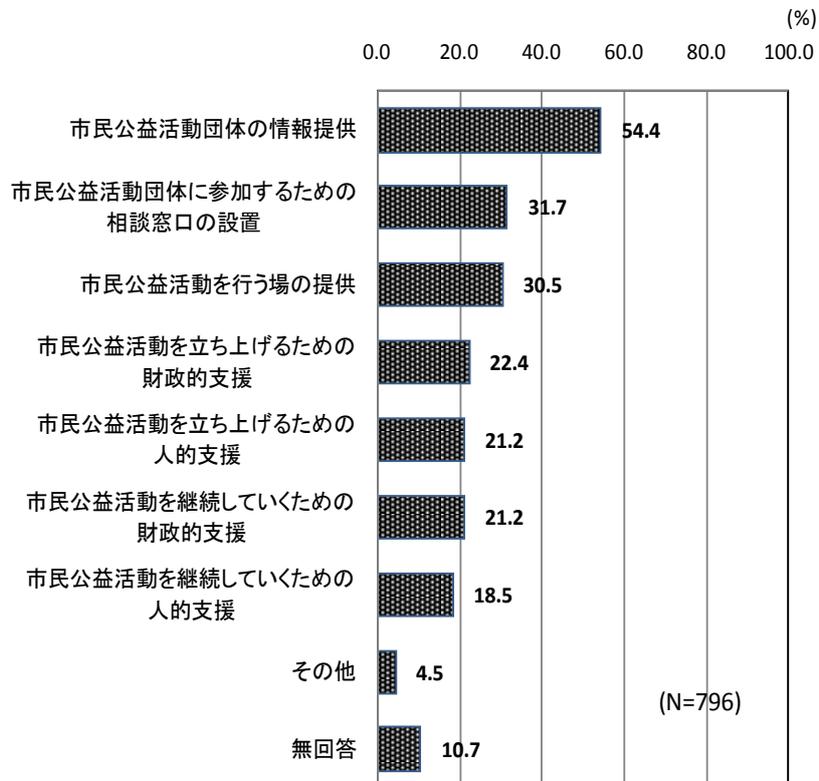
調査資料 2

平成 21 年度北本市市民意識調査より「市民の公益活動促進のための施策」

1-7 市民の公益活動促進のための施策

問 7 市民の公益活動を促進するために有効と思われる施策は次のうちどれですか。あてはまるものを選んでください。(3つまで○印)

■ 図表 1-24 市民の公益活動促進のための施策



出典：平成 21 年度北本市市民意識調査

第4 市民公益活動推進の基本方針

1 基本目標

『北本市自治基本条例』に基づくまちづくりのあるべき姿を考慮し、『北本市市民と行政との協働推進計画』の進捗状況及び市内の市民公益活動の状況等から市民公益活動推進の基本目標を以下のとおり定めます。

「誰もが安心して生活できる個性豊かな自立したまちの実現」に向け、多くの市民が市民公益活動に積極的に参加し、あらゆる分野の市民公益活動が活性化する土壌を作るため、4つの基本目標を掲げます。

基本目標1 市民公益活動の普及・啓発

基本目標2 市民公益活動の環境整備

基本目標3 市民公益活動団体の自立支援

基本目標4 市民公益活動のネットワーク形成

2 推進施策

4つの基本目標を達成するため、基本目標に沿った推進施策を定めます（**図4 市民公益活動推進施策体系** 参照）。

また、推進施策を実現するため、年度ごとに推進施策に基づいた個別推進事業を定め、市民公益活動の推進に取り組みます。個別事業は、実施後に評価を行い、その結果を反映させ、翌年度の個別推進事業を決定します。

基本目標1 市民公益活動の普及・啓発

推進施策1-1) 情報提供の充実

推進施策1-2) 講座・啓発事業の開催

基本目標2 市民公益活動の環境整備

推進施策2-1) 活動場所の提供

推進施策2-2) 庁内支援体制の整備

基本目標3 市民公益活動団体の自立支援

推進施策3-1) 人材育成の支援

推進施策3-2) 人材活性化の支援

推進施策3-3) 活動資金の支援

推進施策3-4) NPO法人認証取得の支援

基本目標4 市民公益活動のネットワーク形成

推進施策4-1) 市民公益活動団体の交流促進

推進施策4-2) 団体間連携の促進

推進施策4-3) 『中間支援組織』の育成・設立支援

推進施策4-4) 庁内連携組織の設置

市民公益活動の推進にあたり、庁内に横断的な推進組織を設置して、市民公益活動との関わりの現状と課題の把握、各種情報の共有化、関係課間の連携強化を図り、当計画に基づく施策を総合的に展開します。

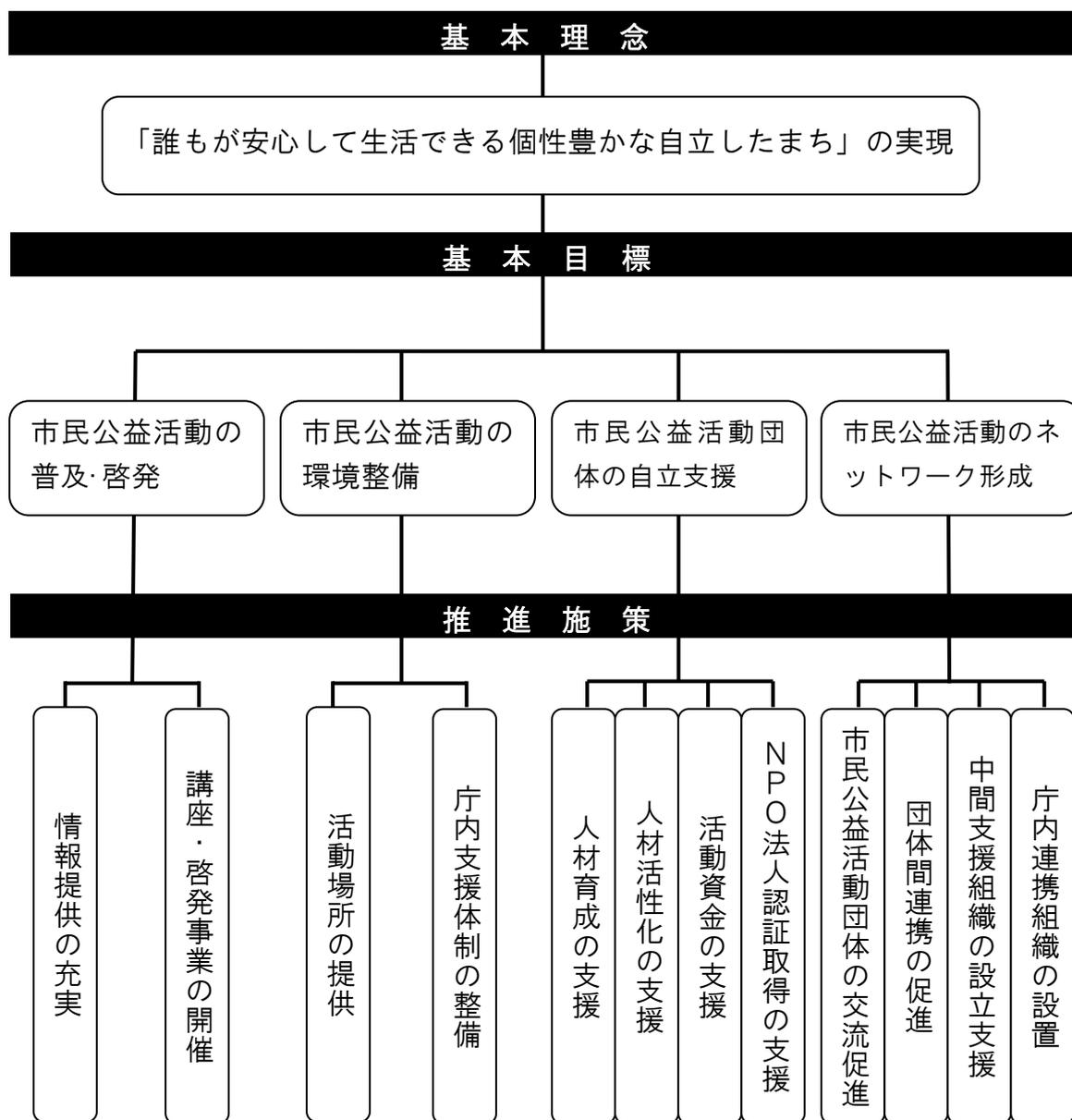


図4 市民公益活動推進施策体系

第5 市民公益活動推進施策の展開

1 市民公益活動の普及・啓発

市民公益活動団体の情報の共有を進めることが重要課題となっているため、市が個々の市民公益活動団体の情報を収集し、総合的に情報を発信していきます。

(1) 情報提供の充実

- ア 市民公益活動ガイドブック等の発行
- イ 既存の広報媒体の見直し
- ウ 市民公益活動支援サイトの創設
- エ イベントの活用

(2) 講座・啓発事業の開催

- ア 市民公益活動入門講座の開催
- イ 小中学生のボランティア活動体験の拡充
- ウ NPOフェスタ等の開催
- エ 団体表彰制度の創設

2 市民公益活動の環境整備

現在北本市コミュニティセンター内に設置している市民公益活動支援コーナーの見直しを行います。

また、市民が気軽に相談できる専門窓口が市役所に整備されていることが望ましいとの市民の意見から、市民公益活動支援に特化した窓口の開設について検討します。

さらに、市民からは組織が抱える縦割り意識の弊害が指摘されていることから、市民公益活動団体を支援する際には、意識的に部署を横につないでいく感覚を持つよう職員の意識改革にも取り組んでいきます。

(1) 活動場所の提供

- ア 公民館貸出制度の見直し
- イ NPO/SOHOオフィスの設置
- ウ 北本市市民公益活動支援コーナーの充実

(2) 庁内支援体制の整備

- ア 専門相談窓口の開設
- イ 職員研修の実施
- ウ 自治基本条例推進員の配置（既設）

3 市民公益活動団体の自立支援

市民公益活動団体の自立の障害となっている問題として、人材不足や財政的な問題があげられます。活動期間の長い市民公益活動団体などでは、後継者が育たず、会員の高齢化が進み、活動が先細り傾向にある団体が多

く見られます。そのため、会員の人材育成をはじめ、市民公益活動団体の活動内容に賛同し、新たな加入者となる人を増やすための取組みを行います。

また、団体の活動をより安定化、活性化させるため、活動資金面でのサポートや、団体のNPO法人認証取得の支援も行います。

(1) 人材育成の支援

(2) 人材活性化の支援

ア ボランティア登録制度の充実

イ 人材バンクの整備

(3) 活動資金の支援

ア 公募型補助金制度の実施

イ 寄付制度の創設

(4) NPO法人認証取得の支援

4 市民公益活動のネットワーク形成

市内の市民公益活動団体には、他市にはない先進的な取組みを行っている団体も多く、それぞれが活発に活動している事例が多く見られます。しかしながら、団体同士の交流は決して活発とはいえない状況にあります。

共助の関係をより強化していくためには、市民公益活動団体間の結びつきをより強めることが重要です。そのため、団体が相互に補完し、個々の活動を協力し合い、より活動が活性化できる体制が確立されるよう、交流の機会を設けるとともに、市民の自発的な中間支援組織の立ち上げについて支援します。

(1) 市民公益活動団体の交流促進

(2) 団体間連携の促進

ア 自治会・地域コミュニティ委員会との連携

イ 企業との連携

(3) 中間支援組織の育成・設立支援

(4) 庁内連携組織の設置

第6 計画の推進

1 計画の推進体制

当計画は、中期的な展望にたち、市民公益活動に関する施策を総合的かつ計画的に推進を図るためのものであり、多岐にわたる施策が含まれています。

これらの施策を総合的に調整し、効果的に実施するため、庁内委員会を組織するとともに、北本市自治基本条例審議会と緊密に連携して計画の推進を担保します（**図5 市民公益活動推進計画の推進体制** 参照）。

2 計画の進行管理

年度当初に策定した推進事業について、その翌年度に事務事業評価を実施し、年次報告を作成することにより進行管理を行います。

年次報告は、ホームページ等での公表を通じ、市議会や北本市自治基本条例審議会をはじめ、広く市民の意見や提言を求めながら、施策の適切な立案と進行管理を行います。

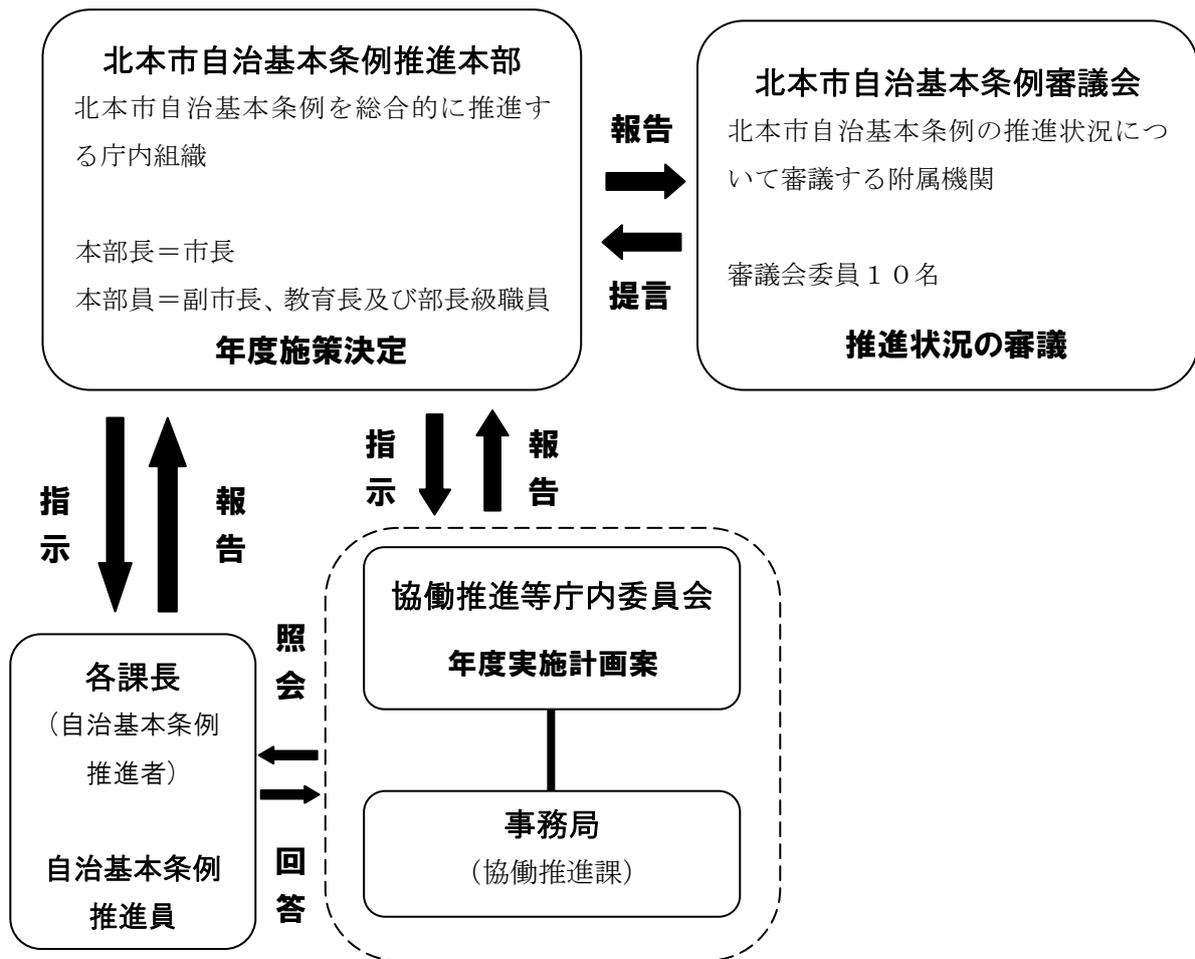


図5 市民公益活動推進計画の推進体制